監査結果の勧告を3月末までに 誠実に実行したのか?!

05 年 4 月 6 日、以下のような情報公開を請求しました。 住民監査請求 請求代表人 西澤伸明

別紙(水道水の不正取水についての情報公開請求)

- 1、甲監第39号・平成16年11月22日付け監査結果(以降「監査結果」という) に基づき、当該者に対し、正規の水道料金相当額の賦課・徴収、あるいは、請求の 事実を証する一切の書類。
- 2、監査結果に基づき、当該者に対し、不正に料金をまぬがれた者に対する過料の徴収、あるいは請求の事実を証する一切の書類。
- 3、同じく、当該者に対し、施設破損の損害弁償の請求、あるいは徴収を証する一切 の書類。
- 4、監査結果に基づき、窃盗犯罪との町当局の認識を示す捜査当局に対する「被害届け」提出を証する一切の書類。および、捜査当局への通報を示す書類。また、刑事告発手続きを証する一切の書類。
- 5、監査結果に基づき、具体的な疑いがあるときは条例にもとづく必要な検査で不正 行為の摘発と未然防止および、「この際、徹底した調査とかかる不正を事前に防止 する必要な措置を講ずるべき」とした具体策・施策を示す書類。
- 以上、5項目すべてについて3月31日までに講じたものであるか、否かを明記してあること。
- 6、議会答弁で明らかにしたところの、平成 16 年に入ってから山本町長が報告を受けたとされたことを示す書類。
- 7、監査結果にしめされた3件それぞれの不正行為の現認者は職員なのか、それ以外 か、その場合、役職・職業などを示す書類。
- 8、監査結果に示された不正行為発覚の証拠、あるいは報告書、あるいは顛末書など の書類。